

細澤委員提出資料

第 3 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 4 月 15 日)

建築基準法等の見直しに関する意見

1. 建築業協会の紹介

建築業協会（略称：BCS）は、全国的に建築業を営む主要な総合建設会社 61 社を会員とし、建築技術の進歩・向上、建築業の経営環境の改善と社会的地位の向上を図るための活動を行っている団体である。

会員各社は、高品質、高性能、短工期、低コストなど発注者の高度なニーズに対応できるよう技術開発を積極的に推し進めてきており、また、建築設計事務所登録を行って、これらの技術を施工段階のみならず、設計段階から受注して活かすなど、多様な提案を発注者に提供する努力をしている。

平成 20 年度における会員会社の総受注額は 12 兆 2793 億円、うち建築工事受注額は 8 兆 7585 億円であった。建築工事受注額のうち設計施工一貫建築工事受注額は 4 兆 2454 億円となっている。また、平成 21 年 7 月時点における会員会社に所属する建築士の人数は、一級建築士 24,813 人、構造設計一級建築士 1,211 人（全国 8,263 人の 15%）、設備設計一級建築士 533 人（全国 3,702 人の 14%）、建築設備士 2,032 人（全国 34,250 人の 6%）となっており、量的にも質的にも我が国の主要な建築工事に携わっている。

平成 19 年 6 月に施行された建築基準法の改正で建築業協会は、会員各社の設計と施工の全段階において各手続きがどのように進んでいるかを実態調査の上、これら手続きの円滑化に資するように、

- ・ 構造計算適合性判定員の確保に関する協力
- ・ 提出資料や変更の取扱い、審査指針等についての意見提出
- ・ 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の確保

等をはじめとして、円滑な運用に向けて積極的かつ多様な協力等を行ってき、その相当部分は、国土交通省における運用改善等にご採用いただきました。

2. 「構造計算適合性判定制度の対象範囲」に関する意見

2. 1 構造設計一級建築士が法適合確認する建築物については、発注者の同意を得て構造計算適合性判定を不要とする

耐震偽装の再発防止のために基準への適合性の審査を厳格に行うことは、特定行政庁または指定確認検査機関による通常の建築確認時の審査のみでは専門家の不足等により困難であることから、一定の技術力を有する者が第三者の公平性を持ち構造計算の過程の適切性などを審査するための仕組みとして、構造計算適合性判定制度が導入され、また、一定規模以上の建築物については、難易度の高い構造計算を要するものであることから、構造設計に関し専門的な知識・技能を有する構造設計一級建築士による法適合確認が導入された。

したがって、構造設計一級建築士が自ら設計した建築物については、構造設計一級建築士による法適合確認が行われており、構造計算適合性判定員による審査を行わなくても構造設計一級建築士と建築主事によるピアチェックが行われているといえるのではないかと。住宅など発注者と使用者が異なる用途等については、構造設計一級建築士とは別の第三者性のある適合性判定員が適合性判定を行うべきと考えるが、それ以外の用途については、構造設計一級建築士が法適合確認を行った建築物について、発注者の同意を得て確認申請時の構造計算適合性判定は省略できるようにしていただきたい。

また、設計組織（事務所）の実績、資格保有技術者数、設計品質確保の保証体系の整備、及び責任賠償能力等を評価した、いわゆる「設計組織の能力格付け制度」の導入による、適合性判定の免除、範囲の限定等を検討いただきたい。

2. 2 建築設備士に対する資格の付与と設計・工事監理業務における明確な位置付けを行う

設備設計一級建築士については、建築系大学出身者に偏重した分布、地方における不足、建築設備士に比べて絶対数の不足等の問題がある。

建築設備士は、設備設計に関与している技術者の事実上の主要資格でありながら、設計ならびに確認申請に必須の資格となっておらず、今般の関連法規の改正で位置付けはなんら変わらないとされているものの、結果として曖昧な位置づけの資格となっている。

現在の設備設計一級建築士の法適合性確認の対象となっている3階以上かつ5000m²超の建物以外にも、法適合性確認が必要と思われる建物は存在し、4月から施行された改正省エネ法の施行に伴い業務量も増えることから、今後も建築設備士が設計と工事監理を担う役割は増加すると思われる。

建築設備士の専門性を活かし、法的に位置づけられた建築設備士の資格の活用がなされるように、建築設備士が法適合確認業務をできるようにするといった制度改革を検討いただきたい。

3. 「確認審査手続きの簡素な運用」に対する意見

3. 1 施工中に生じる変更申請手続きの簡素化

建築の設計から竣工までには長い時間を要するため、その間に発注者の要望や経済的要因による設計変更ならびに生産過程における技術的な進歩などが生じるが、本来それらの変化に対して、生産体制や法制度は柔軟に対応できることが必要である。特に、工場建築物や商業建築物などでは、設計の段階には建物内に設置される大きな設備機械やテナントの設計が完了していないことがある。このような場合、施工中設計が必要となることは仕方のないことである。現状では計画変更手続きの完了まで変更部分の工事を中断しなければならず、変更申請に要する手続きや時間が障壁となり、決められた工期内に建築主に引渡しできない場合がある。竣工時期を守るために建築主が計画変更を諦めざるを得ない事態が発生している。

また、施工中に露見した地中障害物による設計変更や、建方用のクレーン走行・設置など仮設工事のための構造体の補強などが必要になる場合があるが、確認申請段階に設計者によってこれら仮設工事のための補強を考慮することは難しく、施工会社決定後（建築確認後）に施工中設計となり、結果として変更申請対応に多くの手間と時間を要することとなり、工事を中断せざるをえない場合も生じている。

このような工事中の計画変更に対して、簡易な手続きによって工事の継続を認める手続規定（たとえば変更事項報告書など）を作り、中間・完了検査前にまとめて計画変更を行なう等の変更申請手続きが可能な仕組みとしていただきたい。

明らかに構造関係だけの計画変更である場合は、消防同意まで求める事は無意味であり、審査期間の短縮化のためにも消防同意を省略できる規定を設けるべきである。

3. 2 並行審査に関する手順を明確にする

構造に係る確認審査後に行うこととされている構造計算適合性判定を、当該確認審査を終える前においても構造計算適合性判定を求めることが出来るように改善される並行審査は、審査期間短縮に対して多いに寄与すると考えられる。

確認審査と適判とを並行審査する場合に、これまで適判審査前の確認審査中であれば認められていた軽微な不備等の図面修正など、指摘事項に対する修正等に関して確認機関と適判機関相互間のフィードバック手順を明確にしていきたい。

また、一步進んで、同一機関による確認審査と構造計算適合性判定を可能としていただきたい。

3. 3 エキスパンションにより構造的に別棟となっている建物に対する構造審査は独立した扱いとする

エキスパンションにより区分された複数の棟が申請上一つの建築物と見なされ、それぞれが異なる規模の建物の場合、規模的に上位の建物の計算方法や法適合性が下位の規模の建物に求められるという不合理な問題が生じている

エキスパンションにより区分された複数の棟の構造審査は、それぞれ独立した取扱いとしていただきたい。

3. 4 大臣認定期間の短縮

確認申請や消防同意については法律上、日数の規定が定められているが、大臣認定については日数の規定が定められていない。大臣認定においても日数を定める事で、申請日数の短縮化を図る必要がある。

また、大臣認定案件は性能評価取得、大臣認定取得そして確認審査という手順を踏むこととなるが、性能評価取得後の大臣認定と確認申請についても並行で審査可能とし、審査期間の短縮を図っていただきたい。

3. 5 大臣認定案件の変更手続きの簡素化

さまざまな設計変更は建物では随時発生するものであり、大臣認定取得案件においても、軽微な変更は生じる。現状では大臣認定案件における軽微な変更に対して、その都度大臣認定を再取得することとなっており、工事の中断等が生じる恐れがあるため建築主の設計変更のニーズに応えられないことが多い。

一般の確認申請と同様に計画変更の場合は大臣認定の再取得、軽微変更の場合は大臣認定再取得ではなく性能評価機関での審査、性能評価書の発行等により軽微変更をその都度取得しておき、竣工時にそれらをまとめて大臣認定を再取得するか、確認審査機関で対処ができるような制度としていただきたい。

3. 6 確認申請図書の修正時の差し替えを可能とする

確認申請図書を修正する場合、修正図を追加し履歴を残しているため、確認認可となった最終形が分かりにくいのが現状である。

確認申請で認可される際の申請図書は、確認認可となった最終形が分かる申請図書のみとし、図書の差し替えができる制度としていただきたい。

4. 厳罰化

建築士法の建築士に対する行政処分の基準は、現状でも十分に厳しいと考える。

5. その他

5. 1 大臣認定プログラム制度の廃止

構造計算の道具として使われる構造計算プログラムの性能を公的な機関が一定の基準で評価し公表することは有用であるが、構造計算における計算ソフトはあくまで手段・道具であり、計算ソフトを熟知し適用範囲に沿った適切な使用をしない限り正しい運用は不可能であることを認識する必要がある。認定プログラムによる構造計算が政令等で定められた構造計算と同等とする基準法 20 条に基づく大臣認定プログラム制度は、構造設計に関する社会の誤解を更に助長するものであり、廃止すべきである。

改正基準法施行後の現在までのプログラムの認定状況と、実際の確認申請での利用状況を評価すると、大臣認定プログラム制度が、現在の法制度の運用に必須とも考えられない。

5. 2 既存不適格建築物の増築に関する、増築部分の床面積の制限の廃止

既存不適格建築物の増築に関しては、関連告示の改正により増築部分の床面積が全体の 1/2 以下の増築については、既存建物に対して耐震補強すれば増築は可能となったが、既存床面積の 1/2 を超える増築を行う場合には、既存建物に対して現行法の遡及適用が適用され、増築が不可能となる場合が多い。

既存不適格建築物の増築に関して、増築部分が EXP. J で分離されている場合、既存部分の耐震補強とは無関係に増築は可能とすべきである。増築部分の床面積による制限は構造的には意味が無い。

5. 3 旧 38 条大臣認定の復活

かつては新しい工法、防災・避難計画の実現に対して、旧 38 条による大臣認定制度が貢献してきたが、現在では例えば、新工法等を採用する場合には全て時刻歴の設計ルート（法第 20 条第一号）での検討によらなければ不可能であり、健全な建築技術の発展を阻害している。

今後の新技術の発展のためにも、技術認定についての法整備を再度行っていただきたい。

5. 4 仮使用承認についても民間確認審査機関での審査、承認を可能とする

建物を仮使用する場合、仮使用部分が確認通知書どおりに施工されている事等の検査を受ける事になるが、現状、この審査は特定行政庁のみが行っている。民間確認検査機関で建築確認された建築物で仮使用承認が必要となった場合、特定行政庁は確認申請の内容を把握するために、一度確認された確認申請図書を最初から審査し直す必要があり、余分な審査を行わなくてはならない。また、工事完了時においては仮使用部分も含めた完了検査となるため、仮使用部分については仮使用承認時とあわせて2回検査を受検する事になる。受検側、審査側の双方の負担となっている。

完了検査前の建物の仮使用について、民間審査機関での審査、承認を可能とすべきである。また、仮使用承認部分については、完了検査の対象外とし、現状の2重の検査を省略していただきたい。

以上